

一凡圖は書の及はさる所を佐く、故に萬物を象て便宜を得ること多しといへとも、輿地を甚とす、今卷首に出す所は新古全國二圖を參訂して作る所なり、各郡の首に收る所は新古分折圖を兩存す、又名山・大川・神祠・佛刹の如きは、其勝概を繪畫し、門庭を出すして坐なから方四十里の曲折を想像せしむ、寺社寶物の類亦然、一園國二十二郡、豐島・葛飾・荏原・橋樹・久良岐・都筑・多磨・新座・足立・人間・高麗・比企・横見・埼玉・大里・男衾・幡羅・榛澤・那賀・兒玉・加美・秩父、是大城を中央とし諸郡を盤環して立る所の次第なり、然とも搜索編修の功に及ては、便に隨ふか故に各郡成書の年代前後遲速あり、體例も各自異同あることを免れず、今改削して一に歸するに及はす、

一大城は豐島に在、天正東遷以來東照宮鼎の所にして、慶長成業の後世々將軍の府となる、府下の市街に至ては、荏原・葛飾二郡の地に波及して日月に繁榮す、抑大城に於ては臣下の輒議すへきにあらす、市街に至ても府下に密邇する所、其事小ならず、姑闕如して他日

の擧を俟つ、

一岩槻・川越・忍諸城の如きは東北の鎮なり、是等は各郡の次序に従て城地を中とし、城下町を次第して諸村に及ふもの亦一例なり、

一山川の類數村に關繫するものは郡首に出す、或は數郡に及へは重出するものあり、其尤大なるものは卷首に出す、

一豐島郡は文政九年成、凡府下府外尤混淆して辨し叵し、俯傍の諸村に町並地と號する所あり、是建築の初は田野なりしを、後年許可せられて市店を置所なり、故に居人は町奉行に屬し、地租は代官業に收むること舊に仍る、此等の類全村町並となりしは、府に讓て採取せず、村市混し置るゝものは村落に屬せしものあり、覽者其參差たるを訝ること勿れ。

一葛飾郡舊下總國に隸す、【下總風土記】中此郡の卷早已に亡失して、記事すべて知へからす、今自餘の郡に倣て新に蒐羅し、文政八年成。